

行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 167 号
平成 31 年 1 月 23 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年12月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2018年7月27日～12月10日に、名古屋城天守閣整備事業の件で名古屋市職員が文化庁を訪れた際の 1 持参資料として ①市長文化庁訪問<平成30年8月3日(金)>ぶら下がりメモ ②持参資料 ③新聞一式 2 復命書、支出命令書として ④復命書(8月3日分) ⑤復命書(9月10日分) ⑥復命書(9月25日分) ⑦支出命令書(8月3日分) ⑧支出命令書(9月10日分) ⑨支出命令書(9月25日分) 3 会談の内容、指摘事項がわかるものとして ⑩市長文化庁訪問<平成30年8月3日(金)>面談記録 ⑪市長文化庁訪問<平成30年8月3日(金)>ぶら下がりメモ ⑫文化庁打合せメモ ⑬文化庁訪問<平成30年9月25日(火)面談記録>		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	午前 平成31年1月24日 午後	
	場 所	市民情報センター(市役所西庁舎1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当 公開請求のあった文書②、④、⑤、⑥、⑩、⑫及び⑬の内容につきましても、当該情報が公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。		

	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 公開請求のあった文書⑦、⑧及び⑨（支出命令書）の「旅 費計算書A」に記載されている職員行政職の号級について は、「通常他人に知られたくないと認められる」情報であ ると考えられるため、非公開とします
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請
求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名
古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消
訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の
日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。